

令和3年度 恵庭市低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について
【案】

【目的】 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

【支給対象】

- ①-1 児童扶養手当受給者（低所得のひとり親世帯）
 - ・令和3年4月15日現在で、令和3年4月分の児童扶養手当を受給している者
- ①-2 上記以外の「ひとり親世帯」
 - ・公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっている者
- ② 上記以外の「住民税非課税の子育て世帯」
 - ・現段階で、対象となる収入年や申請方法等について未定。

【対象見込数】

①-1. 児童扶養手当受給者	712世帯（1,084人）
①-2. 上記以外の「ひとり親世帯」	}
②. 住民税非課税の子育て世帯	

【支給金額】 児童一人当たり一律 50,000円

【給付金の支給手続き等】 ※児童扶養手当受給者を先行して支給手続きを進める。

- ①-1. 児童扶養手当受給者 《申請不要》
 - ・4月27日支給予定として児童扶養手当を支給している口座に振り込む。
 - ※給付を辞退する場合は所定の届出書を提出する。
 - ※児童扶養手当の支給に指定した口座を解約したなどした場合は振込指定口座変更の手続きが必要。
- ①-2. 上記以外の「ひとり親世帯」 《申請必要》
 - ・申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに市の窓口へ直接または郵便で提出する。
 - ・支給の要件に該当する方に対して申請内容を確認後、出来るだけ速やかに指定の口座に振り込む。
- ②. 住民税非課税の子育て世帯 《申請必要》
 - ・現段階で、制度詳細が未定のため、国の制度設計が固まり次第、支給に向けてのスケジュールを組む予定。

【事業費】 143,020千円 (①+②+③) <<4月臨時議会補正予算額>>

<<内 訳>>

・事業費 139,200千円 (①+②)

◎給付金

①-1. 児童扶養手当受給者分

(児童数1人) 427世帯× 50,000円 = 21,350千円

(児童数2人) 214世帯× 100,000円 = 21,400千円

(児童数3人) 57世帯× 150,000円 = 8,550千円

(児童数4人) 12世帯× 200,000円 = 2,400千円

(児童数5人) 2世帯× 250,000円 = 500千円

(計) 712世帯(1,084人) 54,200千円【①】

①-2. 上記以外のひとり親世帯分

②. 住民税非課税の子育て世帯分

(世帯数) 950世帯・・・(ア)

(児童数) (ア)×1.8人≒1,700人・・・(イ)

(計) (イ)×50,000円 = 85,000千円【②】

・事務費 3,820千円【③】 ≒ 3,818,260円

職員時間外勤務手当	185,840円
消耗品費	13,200円
通信運搬費	176,400円
金融機関振込手数料	182,820円
システム改修委託費	3,260,000円

【支給予定日】

①-1. 児童扶養手当の受給者 令和3年4月27日(火)

①-2. 上記以外の「ひとり親世帯」 令和3年6月下旬

②. 住民税非課税の子育て世帯 未定

※「住民税非課税の子育て世帯」については、国の制度設計が固まり次第、支給に向けてのスケジュールを組む予定。

【周知方法】 広報えにわ、市ホームページ、ちゃんと、FM e-niwa、UHB 地デジ広報で周知予定

【その他】 4月27日支給予定分の支給対象者への案内文書の事前発送（事業説明、受給拒否の意思確認等） ⇒ 4月16日(金)発送予定